

# 8月は個人事業税（1期分）の納付月です

納付期限の9月2日までに納付してください。本年度から1期分の納税通知書に、2期分の納付書を同封します。コンビニエンスストア（税額30万円以下のもの）、クレジットカード（Yahoo! 公金支払い、税額100万円未満のもの（決済手数料別途））、ペイジーによる納付ができます。

口座振替を希望する方は、大田原県税事務所または最寄りの金融機関でお申し込みください。

■問合せ 大田原県税事務所課税課 ☎0287-23-4172

## 消費税軽減税率制度説明会のご案内

大田原税務署では、軽減税率制度説明会を次のとおり開催します。事業者の方なら、どなたでも参加できます。

▼日程 8月27日(火)、28日(水)  
29日(木)

▼時間 午後1時～2時30分、午後3時～4時30分

▼場所 大田原税務署別館2階会議室

▼内容 軽減税率制度の概要（対象品目、帳簿・請求書の記載方法等）

・適格証明書等保存方式の概要  
・軽減税率制度対策補助金  
・キャッシュレス  
・消費者還元事業

※参加費無料、予約不要（先着順）

▼問合せ 大田原税務署法人課税第一部門

☎0287-22-3115  
(2番をプッシュ)



事業者の皆様!/ 2019年10月1日から消費税・地方消費税の**軽減税率制度**がスタート。仕入税額控除の方式が変わります!

標準税率 **10%** と、  
・食料品(酒類・外食を除く)  
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)  
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。  
全ての事業者の方に関係があります!  
食料品等の仕入れがあれば、対応が必要です。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。  
中小企業・小規模事業者等の方向けに軽減税率対策補助金が拡充されました!

制度についてのお問い合わせ  
●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎0120-205-553  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。  
\*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ  
●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎0120-398-111  
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

## 8月15日 戦没者追悼式が行われます

8月15日は終戦記念日です。町内では、役場前の慰霊塔と伊王野専称寺境内慰霊塔で戦没者追悼式が行われます。参列する方は、午前11時50分頃までに役場前の慰霊塔または伊王野専称寺境内慰霊塔

## 合併処理浄化槽設置補助金制度をご利用ください

町では、河川などの水質保全のため、汲み取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合等に、町民の方を対象に補助金を交付します。

▼補助対象 公共下水道供用と認可区域外の一般住宅(ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超えないもの)で汲み取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合等、国の基準にあつた10人槽以下のもの

※既存の単独処理浄化槽は全て撤去する必要があります。  
▼補助金額(令和元年度補助額)  
5人槽 352,000円  
7人槽 441,000円  
10人槽(二世帯住宅に限る) 588,000円

※単独処理浄化槽から合併処理浄

にお越しくください。

先の大戦における全ての戦争犠牲者に対し追悼の意を表し、多くの犠牲の上にもたらされた平和への思いを新たにすため、各家庭でも半旗を掲げ、正午のサイレン等にあわせて1分間の黙とうをお願いいたします。

▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎0287-6917

浄化槽の維持管理  
・保守点検 年に3～4回の保守点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託することができます。  
・清掃 毎年1回以上の清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

・水質検査(法定検査) 毎年1回の受検が義務づけられています。(県内では、栃木県浄化槽協会が指定検査機関)

▼問合せ 上下水道課下水道業務係 ☎0287-6919

○栃木県浄化槽協会 ☎0287-6331650